

平成25年度 輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援
補助対象事業、品目及び対象国・地域

補助対象品目		補助対象事業名 対象国・地域	農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の 輸出拡大を図る取組への支援
		補助対象国・地域	
水産物		東アジア、米国を除く国・地域	
加工食品	調味料類	米国、台湾、韓国、香港、オーストラリアを除く国・地域	
	菓子類(米菓除く)、 清涼飲料水	香港、台湾、米国、韓国を除く国・地域	
	レトルト食品、植物性油脂、 めん類、健康食品、牛乳・乳製品、 アルコール飲料(日本酒除く)、 その他	全ての国・地域	
コメ・ コメ加工品	コメ(包装米飯含む)	香港、シンガポールを除く国・地域	
	米菓	台湾、香港、シンガポール、米国を除く国・地域	
	日本酒	米国、香港を除く国・地域	
林産物		全ての国・地域	
花き	植木・盆栽	中国を除く国・地域	
	鉢もの	中国、香港を除く国・地域	
	切り花	米国、香港を除く国・地域	
青果物	りんご	台湾、香港を除く国・地域	
	柑橘類		
	いちご		
	なし		
	もも		
	ながいも		
	かんしょ		
	その他		
牛肉		全ての国・地域	
茶		米国、香港、台湾、シンガポールを除く国・地域	

注：産地間連携による輸出の取組(県域を越えて複数産地が連携し、輸出に取り組む場合)については、全ての国・地域を補助対象とする。